

平成 19 年 11 月 6 日
最終改定 令和 7 年 12 月 日

第三セクター等に関する個別指針

1 趣旨

第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。

そこで、第三セクター等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。

なお、本指針は、浜田市が別に定める「第三セクター等に関する指針」の実施計画の性格を有するものである。

2 第三セクター等の選定

市が資本参加している第三セクター等 29 団体（令和 7 年 7 月 1 日現在）のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（8 団体）。

具体的には、総務省の実施する「第三セクター等の状況に関する調査」の対象法人を選定している（全国規模法人、金融機関等は対象外）。

第三セクター等に関する個別指針 対象団体一覧 【令和6年6月1日現在】-【令和7年7月1日現在】

【※金額単位：千円】

番号	第三セクター等の名称	主な業務内容	出資総額			管理施設				財政負担（予算）		役員の状況	関与度	担当部課		
				うち市出資金額/割合		名称	所有者	指定管理選定方法		指定管理料	その他（貸付、補助等）					
											うち市職員					
1	浜田市土地開発公社	1. 公用地の取得事業 2. 公有用地の処分事業	5,000	5,000	100.0%	無	—	—	—	無	—	—	12人	5人	AAA	
2	(公財)浜田市教育文化振興事業団	1. 文化、芸術の振興 2. 高齢者の福祉の増進 3. 児童、青少年の健全育成 4. 教育、スポーツの推進 5. 国際相互理解の促進、開発途上地域への経済協力	55,000	55,000	100.0%	有	世界こども美術館創作活動館、石央文化ホール、石正美術館、石州和紙会館、三隅中央公園、田の浦公園、アクアみすみ、浜田市室内プール、三隅B&G海洋センター、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	浜田市	有	公募（浜田市室内プール） 指名（上記以外）	有	135,244 127,370 (補助金)	15人	2人	AA	教育部 文化振興課 スポーツ振興課
3	(公財)島根県西部山村振興財団	1. 地域材や自然繁殖產品を活用した商品開発、試販、流通情報収集等 2. 山村振興のための研修、表彰、特産品フェアの開催等 3. 産業振興のためのソフト開発に対する援助等	22,900	6,565	28.7%	有	間伐材等地域研究施設	浜田市	無	—	有	0 1,500 (補助金)	9人	0人	A	産業経済部 農林振興課 弥栄支所 産業建設課
4	(公社)浜田漁港排水淨化管理センター	1. 浜田漁港等の清掃 2. 浜田漁港等における水質汚濁の防止及び生活環境の美化に関する啓発 3. 浜田漁港水産加工団地の排水浄化施設の管理運営	17,485	8,195	46.9%	有	浜田漁港共同浄化施設	島根県	無	—	無	—	—	11人	3人	A
5	(浦)三隅町農業支援センターみらい	1. 農作業の受託 2. 育苗センター、ライスセンターの管理運営	5,300	1,500	29.1%	有	三隅町農業支援センターみらい（事務所ほか）	法人	—	—	無	—	—	9人	0人	C
6	金城開発㈱	1. ゴルフ場の経営 2. ゴルフ練習場の経営 3. レストランの経営	400,000	100,000	25.0%	有	金城カントリークラブ	法人	—	—	無	—	—	9人	0人	C
7	石見ケーブルビジョン㈱	1. 放送事業 2. 通信事業	100,000	248	0.2%	有	ケーブルテレビ	法人	—	—	無	—	—	12人	0人	D
8	島根物産商事㈱	1. 地場產品の店舗販売 2. 地場產品の国内販売	78,000	2,500	3.2%	有	森トピアほか	法人	—	—	無	—	—	8人	0人	D

3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握

第三セクター等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAA から D までの 6 段階）し、把握する。

4 市の財政支援に関する指針

第 2 項の表「関与度」の類型に基づき、第三セクター等に対する今後の財政支援について指針を示す。

(1) 関与度 AAA | 地方公社（1 団体）

対象 | 浜田市土地開発公社

当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。また、市の建設事業推進にあたり、国県補助や地方債を活用するに際して、用地の先行取得等の重要な役割を有することから、当分の間存続させる。今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなす。

なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。

(2) 関与度 AA | 市が 100% 出資する財団で公共性が高いもの（1 団体）

対象 | (公財) 浜田市教育文化振興事業団

当該団体は、公の施設を管理するための法人として平成 8 年度に市が設立した団体であり、市の関与度は極めて高い。しかしながら、指定管理者制度の導入（平成 15 年自治法改正）後においては、指名により当該団体を指定管理者とする必然性は乏しい状況にある。したがって、指定管理に当たっては公募を原則とするものであるが、施設の性格又は設置の経緯によっては当該団体を指名することも可とする。なお、団体を解散する必要が生じた場合は、出資金の範囲内で清算の措置を行い、問題の解決を図る。職員の退職金については特に注意する。

(3) 関与度 A | 市が出資する公益財団法人及び公益社団法人（2 団体）

対象 | (公財) 島根県西部山村振興財団、

(公社) 浜田漁港排水浄化管理センター

(公財) 島根県西部山村振興財団については、当該財団の設立の経緯から、現状を維持することを基本としつつ、浜田市と同様に出資している他市町と協調した支援等を必要とする場合は、別途検討する。また、

(公社) 浜田漁港排水浄化管理センターについては、公益事業として、島根県有施設の運営のみ行う公益社団法人であり、将来にわたって安定した経営が見込まれることから、現状維持を基本とする。

(4) 関与度 B | 公設の施設を運営する第三セクター（0 団体）

対象 | なし

当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。

当該団体を解散する必要が生じた場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行う。

(5) 関与度 C | 民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの（2 団体）

対象 | (有)三隅町農業支援センターみらい、金城開発株

当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、出資比率が 25 パーセント以上であり、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要性が生じる対象団体に当てはまる。したがって、経営動向を常に注視し、今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。

ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。

イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。

ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。

（ア） 従前の出資割合の範囲内での増資

（イ） 減資

（ウ） 貸付

エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。

オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。

(6) 関与度 D | 民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの（2 団体）

対象 | 石見ケーブルビジョン株、島根物産商事株

当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。

今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。

- ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。
- イ 市は出資者の一部にすぎないと認識に立ち、経営責任を負わない。
- ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。

5 施設運営に対する財政負担の方向性

現状における財政負担（施設運営費）は、第 2 項の表「財政負担（予算）」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見い出す。

- (1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。
- (2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は第三セクター等が当該団体の収益の中から調達する。
- (3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、第 4 項の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。